

平成28年度 消費者行政に関する意思表示

近年、悪質商法や振り込め詐欺、商品事故、食品偽装など、さまざまな消費者問題が発生しています。悪質商法をはじめとする消費者トラブルは、主に高齢者が被害を受けやすく、その手口も複雑化・巧妙化しています。

また、マイナンバー制度の導入や電力自由化など消費者を取り巻く環境は、大きく変化をしています。

「平成27年度版消費者白書」によりますと、平成26年1年間の消費者被害・トラブル額は約6.7兆円との推計結果が得られています。

相楽郡広域事務組合（木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村で構成）では、平成22年3月1日から「相楽消費生活センター」を相楽会館内に開設し、消費生活相談員による消費者トラブル被害に関する相談に対応しています。

また、消費生活講座を開講するとともに、地域の方々の会合や各種団体の研修会などに講師を派遣する消費生活出前講座を実施し、消費者問題の知識や理解を深め、消費者被害の未然防止のため積極的に啓発を行っています。

今後も、身近な相談窓口であります消費生活センターの体制を継続し、引き続き消費生活相談員の研修等への参加によるスキルアップや専門的な相談への対応力を強化するとともに、相楽圏域住民の皆さま方が相談しやすい環境づくりと、消費者トラブルの被害防止に繋がる取り組みを続けてまいります。

平成28年4月21日

相楽郡広域事務組合

代表理事

末村 要